

〈助成対象〉

Q 1 この事業の対象となる事業所は？

A 1 令和2年2月14日以後、令和2年4月10日に愛知県が新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言を発出する前の期間において、新型コロナウイルス感染症患者の発生に伴い名古屋市からの休業要請に応じて休業または事業を縮小して運営した事業所です。

Q 2 なぜ期間を区切るのか？

A 2 愛知県に対しては、令和2年4月10日に愛知県が、同月16日に国が、緊急事態宣言を発出しました。今回の助成事業は、緊急事態宣言等が発出されていない状況下で名古屋市が休業を要請し、事業所に発生した収入減少について、その損失を補てんすることを趣旨としています。

〈助成金の算定〉

Q 3 助成額はどのようにして決まるのか？

A 3 休業要請期間に本来得られた額を推定し、そこから実際の収入額等を差し引いて算定します。

具体的には、休業等を行った期間の前月における介護報酬額（利用者負担分及び公費負担分を含む。）を日割りした額に、休業等を行った期間の日数をかけて、休業等の期間に本来得られた介護報酬額を推定します。そこから休業等の期間の実際の介護報酬額（利用者負担及び公費負担を含む。また代替サービスを同一法人内の別の同種事業所で提供して得た介護報酬額を含む）を差し引いた額に、休業することにより節減された経費を考慮して91%をかけた額から、受領できる見込みの新型コロナウイルス関連の各種補助金（ただし「働き方改革推進支援助成金」における新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコースのような損失補填の性格を有しないものは除く。）を除いた額を助成します。

~~Q 4 休業した月に総合事業のような包括算定方式の収入があった場合どのように取り扱えばよいのか？~~

~~A 4 下記の方法で休業期間中にかかる介護報酬額を算定し、休業期間中介護報酬額実績報告書（様式第1号別紙④）に記載してください。~~

$$\frac{\text{休業した月の包括算定された介護報酬額}}{\text{(利用者負担・公費負担も含む)}} \times \frac{\text{休業期間の暦日数}}{\text{休業した月の暦日数}} \quad \text{(端数は四捨五入)}$$

➡ 別途「予防専門型通所サービス利用者の休業期間中介護報酬実績の計算方法」を参照してください。

Q 5 休業した期間の後で、小学校の臨時休校に伴う休職について小学校休業等対応助成金を申請した場合、どのように取り扱えばよいか？

A 5 お尋ねの事例については助成の対象となる期間が重複しておりませんので、助成金の算定において除外していただく必要はありません。

Q 6 新型コロナウイルスにかかる他の補助金について、申請はしているがもらえるかどうか未定である。

A 6 受領見込みの額が未定であれば算入しないで結構です。ただし、後で補助金を受領できることが判明した場合には、すみやかに届け出てください。すでに本事業の助成金を受領していた場合は、所要額を返金していただきます。

Q 7 なぜ最後に91%をかけるのか？

A 7 休業することにより、おのずと水道光熱費や給食費の一部の経費は節減されることとなります。独立行政法人福祉医療機構の経営分析参考指標を参考に、そういった経費の占める割合を9%と算出したため、その割合を差し引いた額を助成します。

〈申請方法〉

Q 8 助成金の申請はいつからできるのか？

A 8 4月27日から申請可能です。

Q 9 申請方法は？

A 9 本事業の申請書兼請求書に休業期間中介護報酬額実績報告書（様式第1号別紙①）、助成金算定表（様式第1号別紙②）、誓約書（様式第1号別紙③）を添付して名古屋市健康福祉局介護保険課へ郵送してください。なお、申請書類はNAGOYAかいごネットにもデータで掲載いたしますが、助成金算定表については自動計算の機能を持たせております。

（宛先）〒460-8508 名古屋市役所介護保険課あて

※封筒に「助成金申請書在中」と書いてください。

Q 10 休業期間中の実際の介護報酬額や受領したほかの補助金等に係る証明書類の提出は必要ないのか？

Q 10 事業所の申請にかかる事務負担を軽減し、スピード感をもって助成するために、申請時にそういった証明書類の提出は求めません。なお、提出いただく誓約書において、名古屋市が行う審査に際し調査が必要となった場合にはその調査に協力することの同意をいただきます。

Q 11 助成金の申請はいつまでできるのか？

A 11 休業要請期間の翌日から6か月以内に申請してください。

Q 1 2 どれくらいの時期に助成金がもらえるのか？

A 1 2 5月下旬以降、口座振替により順次入金いたします。申請から入金まで、3週間程度を見込んでおります。

〈追加〉

Q 1 3 同一法人の事業所AとBについて両方とも休業要請の対象となっており、Aを休業してその利用者をBに振り替えた。実績報告の取り扱いは？

A 1 3 AからBへ振り替えた利用者については事業所Aの実績報告書に他施設利用分として計上し、重複を避けるため事業所Bの実績報告には計上しないでください。

Q 1 4 助成金算定表の前月における介護報酬額について、地域密着型通所介護と予防専門型通所サービスの合算額としてよいか。

A 1 4 合算していただいて結構です。

Q 1 5 要支援の方の利用実績があるが、事業所番号は通所介護の番号か、予防専門型通所サービスの番号か、どちらで記載すべきか？

A 1 5 今回は助成金の交付について事業所が特定できればよいので、通所介護の番号を記載してください。

Q 1 6 3月20日以降も休業しているが助成の対象にならないか？

A 1 6 本事業における助成の対象期間は、本市が休業を要請した期間を限度とします。本市からの休業要請文書をご確認いただき、そこに記載された「休業を要請する期間」を参照してください。

Q 1 7 当法人では休業要請の対象となった事業所の他にも通所リハの事業所があり、そちらでも同一期間に休業を行った。通所リハ分も助成の対象とならないか？

A 1 7 助成の対象となるのは本市が休業要請を行った通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所です。それ以外の事業所については助成の対象にはなりません。

Q 1 8 「休業期間中介護報酬額実績報告書」について、通番が40までであり、利用者が40名を超える場合はどうしたらよいか。

A 1 8 かいごネットに資料「様式第1号別紙①「休業期間中介護報酬額実績報告書」に記載すべき実績が40件を超える場合の対応について」を掲載しましたのでを参照してください。

Q 1 9 休業要請対象になった通所介護事業所の総合事業対象者の中に他市町村の方がみえ、保険者だけでなく、指定権者も他市町村であるが、休業補償の対象になるのか。

A 1 9 保険者、指定権者が他市町村の場合であっても休業補償を行います。

Q 2 0 「休業期間中介護報酬額実績報告書」について、完全に休業したため空欄となっているが、提出は必要か？

A 2 0 事業所名と事業所番号を記載し、合計額を0円として提出してください（エクセル入力の場合はシートが保護されているため、印刷後に手書きしてください。）